

浜田市まちづくりセンター条例

(目的及び設置)

第 1 条 浜田市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年浜田市条例第 31 号）

第 3 条に規定する基本理念に基づく協働のまちづくり並びに人材を育成する社会教育及び生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図るため、同条例第 22 条の規定に基づき、浜田市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田まちづくりセンター	浜田市殿町 6 番地 1
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町 131 番地 2
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町 1441 番地 18
周布まちづくりセンター	浜田市周布町イ 374 番地
大麻まちづくりセンター	浜田市西村町 1038 番地 8
美川まちづくりセンター	浜田市内村町 592 番地 1
国府まちづくりセンター	浜田市国分町 1981 番地 136
久佐まちづくりセンター	浜田市金城町久佐イ 575 番地 7
今福まちづくりセンター	浜田市金城町今福 105 番地 2
美又まちづくりセンター	浜田市金城町追原 176 番地
雲城まちづくりセンター	浜田市金城町下来原 171 番地
波佐まちづくりセンター	浜田市金城町波佐イ 441 番地 1
小国まちづくりセンター	浜田市金城町小国イ 160 番地 1
今市まちづくりセンター	浜田市旭町今市 641 番地 1
木田まちづくりセンター	浜田市旭町木田 219 番地 13
和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田 1284 番地
都川まちづくりセンター	浜田市旭町都川 889 番地
市木まちづくりセンター	浜田市旭町市木 2919 番地 2
安城まちづくりセンター	浜田市弥栄町長安本郷 544 番地 1
杵束まちづくりセンター	浜田市弥栄町木都賀イ 526 番地 4
岡見まちづくりセンター	浜田市三隅町岡見 516 番地
三保まちづくりセンター	浜田市三隅町湊浦 120 番地

白砂まちづくりセンター	浜田市三隅町折居 883 番地
三隅まちづくりセンター	浜田市三隅町向野田 581 番地
黒沢まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和 1518 番地
井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野へ 1816 番地 2

2 市長は、必要に応じて、まちづくりセンターに分館を置くことができる。
(職務権限の特例)

第 3 条 まちづくりセンターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、市長が管理し、
及び執行する。

(事業)

第 4 条 まちづくりセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 協働のまちづくりを推進する事業
- (2) 社会教育及び生涯学習を推進する事業(社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 22 条に規定する事業に関するものを含む。)
- (3) その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第 5 条 まちづくりセンターにセンター長及び主事を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第 6 条 センター長は、まちづくりセンターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。

2 主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 まちづくりセンターの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(使用許可)

第 8 条 まちづくりセンターの施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件

を付することができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める使用をするとき。
 - (4) その他まちづくりセンターの管理上支障があると認める使用をするとき。

（使用の制限）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他まちづくりセンターの管理上特に必要と認められるとき。

- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第 4 号に該当する場合は、この限りでない。

（特別設備等の制限）

第 10 条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第 12 条 使用料は、まちづくりセンターの施設のうち、市長が別に定めるものにつき、別表の左欄に掲げる施設の面積区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

- 2 使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 13 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 14 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 16 条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る施設等の使用の許可その他まちづくりセンターの運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(浜田市立公民館条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜田市立公民館条例（平成 17 年浜田市条例第 95 号）

(2) 浜田市立マリン交流センター条例（平成 17 年浜田市条例第 97 号）

(3) 浜田市弥栄老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 138 号）

(4) 浜田市老人憩いの家条例（平成 17 年浜田市条例第 148 号）

(経過措置)

4 施行日の前日までに、前項第 1 号の規定による廃止前の浜田市立公民館条例又は同項第 2 号の規定による廃止前の浜田市立マリン交流センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 第 12 条から第 14 条まで及び別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(浜田市公告式条例の一部改正)

6 浜田市公告式条例（平成 17 年浜田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市支所及び出張所設置条例の一部改正)

7 浜田市支所及び出張所設置条例（平成 17 年浜田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市弥栄支所杵束出張所の項中「弥栄町木都賀イ 528 番 1」を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。

(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)

8 浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部石見公民館細谷分館付近の項及び石見公民館長見分館敷地の項から石見公民館宇津井分館敷地の項までの規定中「公民館」を「まちづくりセンター」に改め、同部マリン交流センター敷地の項中「マリン交流センター」を「長浜まちづくりセンター」に、「熱田町 1448 番地 18」を「熱田町 1441 番地 18」に改め、同部周布公民館敷地の項、大麻公民館敷地の項、美川公民館西分館敷地の項、美川公民館敷地の項及び国府公民館敷地の項、同表（金城自治区）の部久佐公民館付近の項並びに同表（三隅自治区）の部岡見公民館敷地の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

別表第 2 3 陸上移動局の部ウ 可搬用無線機の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市生活路線バス条例の一部改正)

9 浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三隅路線の部地区連絡線の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市立図書館条例の一部改正)

10 浜田市立図書館条例（平成 25 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表浜田市立弥栄図書館の項中「弥栄町木都賀イ 528 番地

1] を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。

第 3 条第 8 号中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正)

- 11 浜田市美川西ふれあいセンター条例（平成 17 年浜田市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とする。

第 5 条、第 6 条及び第 10 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の浜田市美川西ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の浜田市美川西ふれあいセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(旧浜田市農業構造改善センター条例の設置目的の承継)

- 13 美川まちづくりセンターについては、浜田市農業構造改善センター条例を廃止する条例（平成 22 年浜田市条例第 10 号）の規定による廃止前の浜田市農業構造改善センター条例の設置の目的を承継するものとする。

別表（第 12 条関係）

施設の面積区分	使用料
100 m ² 未満	1 時間につき 220 円
100 m ² 以上 200 m ² 未満	1 時間につき 330 円
200 m ² 以上 300 m ² 未満	1 時間につき 440 円
300 m ² 以上	1 時間につき 660 円

備考

- 1 調理設備を有する施設であつて、当該調理設備を使用する場合にあつては、1 時間につき 110 円を加算する。
- 2 営利を目的として使用する場合にあつては、この表に定める額の 100 パーセント相当額を加算する。
- 3 市民等（市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）以外のものが使用する場合にあつては、この表に定める額の 100 パーセント相当額を加算する。
- 4 営利を目的として使用する場合で、かつ、市民等以外のものが使用する場合にあつては、この表に定める額の 200 パーセント相当額を加算する。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。